

はじめに

本市では、人権に関する施策を市政の重要課題の一つに位置づけ、これまで「延岡市長期総合計画」や平成22年に策定した「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づいて、継続的な人権教育・啓発に取り組んできています。

しかしながら、依然として、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に関する人権侵害や差別などの人権問題の解決が課題となっています。

こうした中、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」など、個別の人権問題に関し、国や地方公共団体の責務などが明記された法律が相次いで施行されました。

本市においても、令和元年10月に新たに「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行し、条例に基づき、人権施策の指針となる「延岡市人権教育・啓発推進方針」を令和2年度にかけて改定することとしています。

このような取組を進めていく中で、市民の皆様の人権意識の変化や傾向を反映させるための基礎資料とするため、令和元年10月に「人権に関する市民意識調査」を実施いたしました。

この調査は、過去2回（平成20年度、平成26年度）実施しており、過去の調査との比較検討による人権意識の変化や、新たな課題に関する人権意識の傾向等を取りまとめたところでございます。

今後は、この調査結果を踏まえ、市民の皆様からお寄せいただいた貴重なご意見等につきましても、これからの人権施策の取り組みに反映させながら、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現に努めてまいりたいと存じます。

終わりに、本調査の実施にあたり、貴重なご意見をいただきました延岡市人権教育・啓発推進懇話会の委員の皆様はじめ、調査にご協力をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

延岡市長 読谷山 洋司